

目 次

1. 第12回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会を開催	1
2. 令和3年度 第74回定時総会について(お知らせ)	3
3. 自由民主党 功労表彰について	4
4. 緊急物資輸送訓練を実施	5
5. 令和2年度 第2回大分県貨物自動車運送適正化事業評議委員会を開催	6
6. 国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長へ要望書を提出	7
7. 公益社団法人 大分県トラック協会 安全性優良事業所認定制度における永年勤続表彰要領	8
8. 公益社団法人 全日本トラック協会会長表彰	9
9. 2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)について	10
10. 支部だより 大分東支部・大分西支部	11
11. 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	13
☆青年部だより	14
☆行政だより	
(1) 令和3年 春の全国交通安全運動 実施要綱	15
(2) 金融機関との資金繰りに係る相談について(依頼)	17
(3) 特殊車両の通行許可手続きの迅速化等に資する 道路関係情報のデジタル化要望区間の受付について	20
(4) 植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する 令和3年度広報強化週間について	23
☆国税だより	28
☆陸災防だより	29
☆大分産業機械技能教習所だより	31
☆お知らせ	
(1) トラックステーションご利用の際はアイドリングスストップにご協力ください	32
(2) コメンタリー運転導入で「だろー運転」「漫然運転」「うっかり事故」防止!	33
(3) 令和4年3月卒業予定の高校生求人ルールについて	35
(4) 新たな雇用・訓練パッケージについて(概要)	36
(5) 会員名簿訂正方をお願い	37
(6) 燃料情報	37
(7) 行事予定表	39
(8) 帳票関係FAX注文書	40

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

第12回

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会」を開催

九州運輸局（岩月理浩局長）、大分労働局（坂田善廣局長）ならびに公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は3月5日、大分県トラック会館において、トラック業界の取引環境の整備や長時間労働の抑制を図ることを目的とした「第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会」を開催した。



前田座長

開催にあたり、九州運輸局の田上英昭自動車交通部長（岩月理浩局長代理）が「トラック事業の皆様には、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、国民の暮らしと我が国の経済活動を支えるため生活物資等を迅速かつ確実に消費者の元へ届けていただき感謝申しあげる。皆様もご存じのとおり、働き方改革の推進を目的とした働き方改革関連法案が成立し、順次施行されている。自動車の運輸業務についても令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適応される。一方で、トラック運送事業については個々の事業者の努力だけでは対応に限界があり、発着荷主を含めサプライチェーン全体での取組みが不可欠な状況である。このため、関連省庁が連携して、生産性の向上、多様な人材の確保、取引環境の適正化などの環境整備に取り組んでいる。国土交通省では、標準的な運賃の活用やホワイト物流の推進を展開しているが、さらなる推進運動を進めていく。本日は、時間外労働の上限規制に向けて、効果的な取組みを行うことの出来るPDCAサイクルによる継続的な改善を図ることとしているので、委員の皆さんには活発なご議論をお願いしたい」とあいさつした。



地方協議会のようす

前田明大分大学名誉教授が座長となり「この地方協議会は今日で12回目を迎える。非常に重要である物流環境の将来に向けて検討が進められ、確実に改善の方向へと向かっていった。だが、コロナの影響で大変な状況となってしまったが、これまでの議論が水泡に帰することなく、確実な一歩を進めていきたい」と述べたのち、議事に入り、①最近のトラック運送事業に関する取組みについて②今年度における大分県地方協議会の取組みについて③意見交換が行われた。

最近のトラック運送事業に関する取組みについて、各行政機関より説明が行われ、はじめに九州運輸局自動車交通部から「取引の適正化に係る各種施策について」、続いて大分労働局から「トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組」、九州農政局から「九州における物流効率化の取組について」それぞれ説示が行われた。

大分運輸支局から「今年度における大分県地方協議会の取組みについて」これまでの協議会の取組の振り返りと、パイロット事業による実証実験の取組概要、さらに今年度の取組について、「加工食品を検討テーマとする」旨、提案があった。

それぞれの議題について、荷主側、運送事業者側、双方から活発な意見が述べられ、質問に対しては運輸局、労働局からも回答が行われた。

トラック事業者からは、「工場間の輸送については、混載の出来るプロテクトBOXを新開発したので利用拡大をお願いしたい」「トラックドライバーの長時間労働については、国の取組のおかげで社会的に認知度が進み、我々としても荷主側に言いやすい環境になっている」「標準運賃や荷主勧告制度の認知が進んでいないため、十分な運用がなされていない」などの意見・要望が述べられ、さらに、仲会長から「運送物流の担当者の方々まで、ホワイト物流推進運動が浸透していない。運賃・料金の交渉について、ご出席の皆さんには理解いただいているが、現場で取引される担当者の方々まで標準運賃について浸透させていただきたい」との要望が出され、荷主側からは前向きに検討する旨、返答があった。



運輸企業の皆さん

最後に、大分労働局の岡本克也労働基準部長（坂田善廣局長代理）が「コロナ禍の中で物流を支えていただいている運輸業界の皆さんに感謝申しあげる。コロナ感染症に対して我々も様々な対策を行ってきているが、感染しないことが最も良いのだが、万が一、業務に関連してコロナに感染した場合は、労災が適応されるので周知をお願いしたい。また、不適切な業者・荷主に対しては厳重な注意を行っていききたい」と述べた。



荷主企業の皆さん

令和3年度 第74回定時総会について（お知らせ）

令和3年度第74回定時総会を下記のとおり開催します。

詳細につきましては、後日郵送にてお知らせ致します。

（新型コロナウイルス感染症により変更となる場合がございますことをご了承ください。）

記

1. 開催日時 令和3年5月25日(火)
13:00～15:45（予定）
2. 内 容
- | | |
|-------------------|--------|
| 表彰式 | 13:00～ |
| 第74回定時総会 | 14:00～ |
| 大分県トラック事業政治連盟通常総会 | 14:50～ |
| 陸災防大分県支部通常総会 | 15:10～ |
3. 場 所 レンブラントホテル大分 2階「二豊の間」
住 所:大分市田室町9-20
電話番号:097-545-1040

※出席についての留意事項

以下に該当する場合はご出席をお控えください。

- ・37.5度以上の熱がある
- ・風邪のような症状がある、または体調不良である
- ・本人及び同居人が2週間以内に海外へ渡航した
- ・本人及び同居人が2週間以内に濃厚接触者に指定された など

※当日は、マスク着用やアルコール消毒等感染防止にご協力をお願いします。

自由民主党 功勞表彰について



㊦仲会長、㊦大久保事務局長

令和3年3月21日(日)に第88回自由民主党大会において、大分県トラック事業政治連盟(仲浩会長)は、自由民主党(菅義偉総裁)から、党勢拡大と党発展に貢献したことにより表彰された。

また、25日(木)に大分県トラック会館において自由民主党大分県支部連合会(阿部英仁会長)の大久保秀典事務局長から表彰状が伝達された。



緊急物資輸送訓練を実施

公益社団法人 大分県トラック協会（仲浩会長）は3月10日、協会主催の「緊急物資輸送訓練」を実施した。

今後30年以内に発生するといわれる南海トラフ巨大地震を想定して、運送事業者との連携強化を図る目的で行われた訓練には、(有)中野高速運輸と(株)テクノの2社が参加。さらに、別杵と県南の各支部長らが参加した。

出発前に協会の佐藤来業務課長・適正化事業課長から訓練の主旨やスケジュール等の説明が行われたのち、訓練は開始された。

大分市横尾の昭和電工ドーム駐車場を出発地として、緊急物資輸送の幕を付けた二台のトラックに緊急物資に模した段ボールを積み込み、協会職員の運転するクルマが先導、別杵と県南の目的地へそれぞれ出発した。

別杵は(株)テクノのトラックが杵築市本庄のB & G海洋センターまで、県南は(有)中野高速運輸のトラックが佐伯市大字長谷の佐伯中央病院スタジアムまで物資を輸送した。

協会では、例年は県が主催する大分県総合防災訓練に参加していたのだが、今年はコロナウイルス感染症の影響で中止となったため、平時からの危機管理と発災時の初動活動を円滑に展開させるため、独自に緊急物資輸送訓練を実施した。



訓練に参加した2社のトラック



協会事務局内に災害対策本部を設置



左から、帆足勝宏ドライバー（(有)中野高速運輸）、中野健造県南支部長、佐藤宗朝別杵支部長、佐藤信英ドライバー（(株)テクノ）、大野貴照県南事務局担当

令和2年度 第2回

大分県貨物自動車運送適正化事業評議委員会を開催

公益社団法人 大分県トラック協会（仲浩会長）は、去る3月15日に適正化事業評議委員会を開催した。

この委員会は、地方適正化事業実施機関の組織・運営について一層の中立性、透明性を確保するため、外部有識者を委員として、幅広い観点から事業及び運営状況を審議、答申する第三機関として設置され、適正化事業運営に活かしてきた。

はじめに、前田明委員長（大分大学名誉教授）の挨拶があり、続いて仲浩適正化本部長、河津隆幸大分運輸支局長から業界の取組や諸問題、標準的な運賃の告示、適正化事業の役割などについて挨拶が行われた。

その後の審議では、前田委員長が議長となり、令和2年度の適正化事業の活動や安全性優良事業所認定制度について報告が行われ、適正な指導により、一定の評価の底上げがあったとの意見が出されるとともに、昨年4月に告示された標準的な運賃料金の届出状況等についても協議され、大変有意義な委員会であった。



大分県貨物自動車運送適正化事業評議委員会の様子

国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所長へ要望書を提出

公益社団法人 大分県トラック協会の仲浩会長は、3月19日(金)に国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所を訪問し、樋口尚弘所長へ一般国道210号の大分県由布市湯布院町から同県玖珠郡九重町の間全面通行止めを行う際には、九州横断自動車道長崎大分線を無料通行できる迂回路とするよう要望を行った。(※下記「要望書」参照)

【 要 望 書 】

大ト協第149号
令和3年3月19日

国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所
所 長 樋 口 尚 弘 殿

公益社団法人 大分県トラック協会
会 長 仲 浩

国道210号全面通行止めへの対応について(お願い)

平素から、トラック運送業界の発展にご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

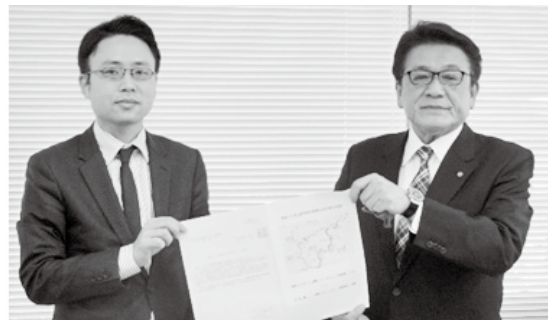
さて、一般国道210号の大分県由布市湯布院町から同県玖珠郡九重町の間において、令和2年12月に夜間全面通行止めの規制が行われ、迂回路として、一般地方道右田引治線、九重町道四季彩ロード線、一般地方道田野庄内線、主要地方道別府一宮線が案内されました。

しかし、この経路は急カーブや急勾配が連続しており、特に夜間での大型車の通行は大変危険です。加えて、迂回路の距離と走行時間は3倍以上となり、運転者の疲労の蓄積や事業者の経費増は看過できません。実際に迂回路を利用した運転者や事業者からは、同様の意見が多数寄せられています。

ついでには、今後同区間において全面通行止めを行う際には、九州横断自動車道長崎大分線を無料通行できる迂回路とするなど、十分な事前準備を行うよう特段の配慮をお願いします。



㊦樋口所長、㊦仲会長



㊦樋口所長、㊦仲会長

公益社団法人 大分県トラック協会

安全性優良事業所認定制度における永年継続表彰要領

(目的)

第1条 この要領は「貨物自動車運送事業の輸送の安全」について長期間に渡り、安全対策の徹底等により荷主や社会に対して多大な貢献をしている(公社)大分県トラック協会加盟会員事業所に対する表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象事業所)

第2条 表彰の対象事業所は下記の全てに該当するものとする。

- ① 公益社団法人大分県トラック協会会員事業所
- ② 継続して10年以上にわたり、安全性優良事業所認定を受けている事業所
- ③ 国土交通省に提出する第一当事者となる重大事故の発生が無い事業所
- ④ 国土交通省による行政処分等が無い事業所

(表彰の審査・決定)

第3条 適正化事業委員会で審査し、理事会で承認を受け決定する。

(申請の時期)

第4条 申請する者は、毎年3月末までに所定の書類を(公社)大分県トラック協会に提出する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は(公社)大分県トラック協会定時総会で行う。

(表彰の取り消し)

第6条 表彰日までに、安全性優良事業所の認定取り消し及び重大事故、行政処分等が発生した場合は、表彰の取り消しを行うこととする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公益社団法人 全日本トラック協会会長表彰

おめでとうございます

この度、以下の方々が全日本トラック協会会長から表彰されました。
心からお慶び申し上げます。

(敬称略)

(公社) 全日本トラック協会表彰規程による表彰

(感謝状受賞者)

協和産業株式会社 代表取締役 伊 東 忠 文

「正しい運転・明るい輸送運動」表彰

(事業所の部)

株式会社 大分レッカーサービス本社営業所

(従業員の部)

株式会社 桜瀬運輸 司 城 小百合

株式会社 桜瀬運輸 植 田 政 彦

2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）について



申請書類の頒布

①インターネット 2021年4月23日(金) (予定)

②紙 媒体 2021年5月6日(木) (予定)

※今年度も、Youtubeでの説明動画を掲載予定

申請受付期間

2021年7月1日(木) ~ 7月14日(水)

※郵送の場合は7月12日(月)必着となります。

その他の変更事項

- ① 「厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類」が提出不要になりました。
- ② 安全性評価申請書（1号、6号様式）及び自認書（2号、10号様式）等の提出書類の押印が廃止されました。
- ③ 自認項目5.「外部の研修期間・研修会へ運転手等を派遣している」に係るオンライン研修受講について、通常の提出資料に加え、全日本トラック協会が指定する様式「オンライン研修実施記録」の提出が必要となります。

支部だより

◇大分中央・大分東・大分南警察署にポスターを寄贈 (大分東支部・大分西支部合同)

大分県トラック協会大分西支部（山下 柁規支部長）ならびに大分東支部（中原寿博支部長）は3月9日(金)、大分中央警察署を訪れ、交通安全啓発のポスター1,800枚を寄贈した。

同署内で贈呈式が行われ、大分西支部からは藤野一仁大分西支部理事、大分東支部からは中原寿博支部長が出席した。

工藤秀幸署長は目録を受け取ると「コンビニなどに掲示して啓発に有効活用したい」と謝辞を述べた。

ポスターを寄贈



前列左から、田中敬一郎大分中央署地域交通官、工藤秀幸大分中央署長、中原寿博大分県トラック協会大分東支部長、藤野一仁大分県トラック協会大分西支部理事、木田三郎大分南署地域交通官

後列左から、二宮伸弘大分東署交通課長、藍京誠治大分中央署交通第一課長、吉良誠一大分南署交通課長

◇大分東警察署に反射グッズを寄贈

(大分東支部)

大分県トラック協会大分東支部(中原寿博支部長)は3月22日(月)、大分東警察署を訪れ、交通安全啓発の反射グッズ(リストバンド型やキーホルダー型など)6,200点を寄贈した。

同署内で贈呈式が行われ、大分東支部からは藤田憲靖副支部長と、大分県交通安全協会大分東支部から木本昭二事務局長が出席、芹川俊彦署長に反射グッズなどの目録を渡すと、芹川署長は「有効に活用し、悲惨な交通事故を1件でも減らしたい」と謝辞を述べた。

反射グッズを寄贈



左から、木本昭二大分県交通安全協会事務局長、藤田憲靖大分県トラック協会大分東支部副支部長、芹川俊彦大分東署長

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和3年3月に実施された結果についてご報告致します。

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	4社	4人	3月19日
	大分南	7:30~8:00	大分市横瀬 大分南警察署前	5社	5人	3月19日
大分東	大分東	7:30~8:00	大分市 大分東警察署前	11社	11人	3月19日
別 杵	杵 築	7:30~8:00	杵築市 塩田交差点	5社	11人	3月19日
県 北	中 津	7:45~8:15	中津市 田尻交差点	10社	18人	3月19日
	宇佐・豊後高田	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	11社	12人	3月19日
西 部	玖 珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	3月19日
	日 田	7:30~8:00	日田市 玉川交差点	4社	7人	3月19日
県 南	臼 津	11:00~11:30	津久見市 津久見交番前	9社	10人	3月22日
	佐 伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	9社	10人	3月19日

※3月23日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



杵築分会



日田分会



玖珠分会



中央西分会



大分南分会



臼津分会



佐伯分会

青年部だより

令和3年度 九州地区運輸青年部連絡協議会 会長会議及び第4回役員会を開催

九州地区運輸青年部連絡協議会（永野一智長崎県トラック協会青年部会長）は、3月22日（月）福岡県博多区の八仙閣本店において、標記会議を開催した。会議には、大分から小河勇貴会長、佐藤政信副会長が出席し、九州各県から総勢21名が参加した。

会長会議では、「令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）」、「令和3年度全ト協青年部会九州ブロック大会」について協議がなされた。

役員会では、「令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）」「令和3年度全ト協青年部会九州ブロック大会」について協議がなされ、「次回役員会の開催日程について」報告がなされた。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が未だ不透明であることを受け、令和3年度の開催は、令和2年度に中止となった長崎県で行う予定であるが、今後については、感染の状況をみながら、九州地区運輸青年部連絡協議会において、審議していく。

次回役員会は、長崎県で7月頃に開催予定である。



㊤会長会議、㊦役員会

◇青年部会員を募集しています

青年部では、将来の物流の担い手として、知識の習得と会員相互の融和団結を目的に諸々の活動を行っています。

【活動内容】

- ・勉強会
- ・視察研修
- ・「トラックの日」記念イベント
- ・他県青年部との交流会
- ・全ト協青年部会九州ブロック大会
- ・行政懇談会
- ・慈善奉仕事業
- ・その他

【入会資格】

- ・協会会員事業所で、概ね48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 岡部・三好
電話 097-558-6311 メール okabe@ota.or.jp



令和3年

春の全国交通安全運動 実施要綱

優しいマナーと思いやりの運転県おおいた

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民をとりまく交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として全国一斉に展開されるものです。

2 期間

令和3年4月6日（火）～4月15日（木）までの10日間

【一斉行動日】

4月6日（火）、15日（木）

【交通事故死ゼロを目指す日】

4月10日（土）

【開始・出発式】

4月6日（火）

県庁で実施予定



3 運動の重点（裏面参照）

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上



4 運動の実施要領（市町村、関係機関・団体）

- (1) それぞれの機関・団体が連携を密にして推進体制を確立するとともに、具体的な実施計画を策定すること。
- (2) 組織の特性・実情に応じて、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開し、又は支援すること。また、放送設備やオンライン会議システム等を活用した対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れること。
- (3) マスメディア、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用し、世代や職業等対象者に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開すること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行うこと。
- (5) 各機関・団体及び県・市町村は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。
- (6) 本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う交通行動の変化を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めること。

大分県交通安全推進協議会

① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

○ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ・歩行者は、自分の安全のために、左右の安全確認をして横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう
- ・横断するときは、笑顔で手を上げて、横断の意思をドライバーに伝えましょう



○ 子供と高齢者の安全な通行の確保

- ・新入生など、通学に慣れない子供たちの見守り活動を推進しましょう
- ・高齢者自身が、加齢等による身体機能の変化を理解し、安全な行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう

② 自転車の安全利用の推進

○ 大分県自転車条例の周知徹底

4月1日から、「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（自転車条例）」が施行されます

☆ 自転車の交通ルール・マナーの遵守

- ・「自転車安全利用五則」を守りましょう

☆ 反射材と被害軽減器具の使用（努力義務）

- ・暗い時間帯は反射材を使用しましょう
- ・自転車に乗るときは、ヘルメット・帽子・手袋など、交通事故の被害を軽減する器具を使用しましょう

☆ 自転車保険への加入促進

- ・6月1日からは、自転車保険（自転車損害賠償責任保険等）への加入が義務化されます！
- ・まずは、現在加入している保険の確認が大切です！

○自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用



③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

○ 横断歩道でのマナーアップ推進 ～横断歩道は歩行者優先～

- ・横断歩道では歩行者を優先し、横断しようとしている歩行者がいる場合は必ず一時停止をしましょう

安全相談窓口は
#8080です

○ 高齢運転者の交通事故防止

- ・加齢等に伴う身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰え等）が運転に及ぼす影響について理解を深めましょう
- ・運転に不安のある運転者等の安全運転相談窓口を活用しましょう



○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用は法律で義務化されています
- ・子供たちを守るため、チャイルドシートは正しく着用しましょう

○ 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～

- ・「飲酒運転を絶対にしない・させない」運転者教育を推進しましょう
- ・ハンドルキーパー運動の周知や公共交通機関の利用を促進しましょう



○ 危険な妨害（あおり）運転の禁止

- ・幅寄せ・割り込み・車間距離不保持等の「あおり運転」は、重大事故につながる極めて危険な行為で、厳しく処罰されます！

大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3062

※一斉行動日等の活動については、それぞれの加盟団体（交通安全協会各支部等）にお問い合わせ下さい

金融機関との資金繰りに係る相談について(依頼)

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局貨物課長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

金融機関との資金繰りに係る相談について(依頼)

今般、金融庁より国土交通省に対して、緊急事態宣言の延長など、新型コロナウイルスによる事業者への影響の長期化が懸念されることから、金融機関に対して資金需要の高まる年度末をはじめとして事業者の資金繰りに重大な懸念が生じることのないように対応するよう要請を行ったところ、その旨を所管業界に広く周知頂くよう依頼があったところです。

貴会におかれても、本件について御了知頂くとともに、会員事業者に対して、下記のとおり、周知・依頼を頂くようお願いいたします。

計

1. 経緯

令和3年3月8日付で、金融庁から金融機関に対し、年度末における事業者に対する金融の円滑化として、事業者の要望や立場に立って、貸し渋り・貸し剥がしの禁止、既往債務の返済猶予等の条件変更、新規融資をはじめとする最大限柔軟な資金繰り支援を行うことなどが要請されており、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業、その規模を問わず、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うことが要請されているところです。

2. 金融機関の対応に関する地方運輸局への情報提供

1.を踏まえ、国土交通省としても、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある事業者が、取引先等の金融機関との間で行う資金繰りの相談について積極的に後押ししていきたいと考えているところです。

ついては、事業者におかれては、遠慮なく金融機関との間で資金繰りの相談を行って頂くとともに、金融機関と相談した際に、1.の趣旨に反するような対応が見受けられた場合には、地方運輸局に対して、当該金融機関名、相談内容、金融機関の対応等について情報提供をして頂きますようお願いいたします。

年度末における事業者に対する金融の円滑化について

金 融 庁
令和3年3月8日

金融機関におかれては、緊急事態宣言下も含め、資金繰り支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていたことに感謝申し上げます。

3月5日、緊急事態宣言が延長されたところ、新型コロナウイルス感染症の影響が2事業年度目を迎え、これまでの経済活動の抑制等による事業者への影響の長期化が懸念される中、苦境に立たされている様々な事業者を引き続きしっかりと支え、今後の経済の力強い回復に向けて取り組んでいく必要があります。特に、資金需要の高まる年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。

金融機関におかれては、既に大変なご尽力を頂いている中、重ねての要請となり恐縮に存じますが、引き続き、これまでに要請させて頂いた事項に加え、本日の「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における大臣及び副大臣からの要請事項も含めた下記の内容について、貴協会傘下金融機関等に対し、周知徹底を宜しくお願い申し上げます。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、およびこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含め、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。
- (2) こうした支援に当たっては、直接・間接に新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、年度末、更にはそれ以降も含めて、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- (3) 年度末を迎えることを踏まえ、事業者の状況やニーズを積極的に確認し、年度末に必要な資金や補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。
- (4) 既往債務の返済猶予等の条件変更についても、新型コロナウイルス感染症の影響長期

化等を踏まえ、事業者ごとの事業・財務状況を十分に確認し、再度の条件変更も含め、事業者の要望に沿った最大限柔軟な対応を徹底すること。

- (5) また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、申込期限である年度末に向けて、ニーズに応じた最大限積極的な活用を図るほか、既往融資の据置期間（多くの事業者が1年以内）や返済期間についても、事業者の先々の状況やニーズを十分に踏まえ、据置期間・返済期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- (6) さらに、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁が、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者が寄り添った資金繰り支援に努めること。
- (7) 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等による資本金劣後ローン等に関し、幅広い業種・規模の事業者にも本制度が理解され、申請に当たって必要となる事業計画の策定が円滑に進むよう、官民金融機関で連携し、事業者への積極的な周知や、必要性が高いと思われる事業者への積極的な提案、また、本業支援の一環としての事業計画の策定支援などをより一層促進すること。
- (8) 事業再構築補助金の公募が今月開始予定であることも含め、必要に応じて、同補助金も活用しながら、今後の経営改善等に向けて事業者と十分に対話を行い、必要に応じ、地域経済活性化支援機構の復興支援ファンド等や、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関も活用・連携して、事業者の経営改善、事業再生、事業転換支援等を力強く進めること。また、同補助金をはじめとする様々な補助金・交付金・税制措置等について、事業者への積極的な周知・浸透を図ること。さらに、企業決済・監査業務が円滑に進むよう、日本公認会計士協会から、監査人に対して、経営者と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることを求めていることも含め、新型コロナウイルス感染症に関連して関係団体より発出された文書について、上場会社等である事業者に対し適切に周知を行うこと。
- (9) 上記(1)から(8)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。また、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談。苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。

特殊車両の通行許可手続きの迅速化等に資する 道路関係情報のデジタル化要望区間の受付について

標記について、(公社)全日本トラック協会から周知依頼がありましたので、お知らせ
します。

事務連絡
令和3年3月16日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
役員待遇審議役 山内 正彦

特殊車両の通行許可手続きの迅速化等に資する 道路関係情報のデジタル化要望区間の受付について

さて、道路法・車両制限令に基づく特殊車両の通行において、現行の許可制度にお
ける審査期間の長期化等の解決には、道路関係情報をデジタル化する「道路情報便覧
」への収録により、人手審査を削減することが必要となります。

また、令和2年5月27日公布（公布から2年以内に施行）の改正道路法における新たな
特殊車両の通行制度の活用には、同じく道路関係情報をデジタル化する「道路情報便覧」
へ収録されていることが必要となります。

このような状況を受け、当協会では、優先的に道路関係情報をデジタル化してもらいた
い区間について事業者の声を集め、国土交通省へ要望して参りたいと考えております。

つきましては、貴協会傘下会員事業者のうち特殊車両の通行を行う事業者に対して本件
をご案内いただき、提出票等の提出ファイルを貴協会にて取りまとめの上、4月30日(金)
に当協会 企画部 道路企画室宛てにご提出いただきますようお願い申し上げます。

【本件の問い合わせ先】

企画部 道路企画室 TEL 03-3354-1068 E-mail:dourokikaku@jta.or.jp

令和3年3月

令和3年度「道路関係情報のデジタル化要望」実施要領

全日本トラック協会では、特殊車両通行許可の迅速化、および新たな特殊車両の通行制度(令和2年5月27日付け改正道路法)の利用向上に向け、国土交通省に対して優先的に道路関連情報のデジタル化(道路情報便覧への収録)を図る区間について要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。

※要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

1. 対象区間

道路法の適用となる次の①～④の道路において、特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化(道路情報便覧への収録)を希望する区間を対象とする。

- ①高速自動車国道
- ②一般国道
- ③都道府県道
- ④市町村道

注：本要望は、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行制度に係る道路が対象となり、道路法の適用外となる道路は、本要望の対象となりません。

例. 臨港道路(港湾道路)、農道、林道、私道等

2. 提出ファイル

次の①～②の電子ファイルを提出する。

※提出ファイルの作成方法は、別添の『「道路関係情報のデジタル化要望」提出ファイルの作成方法』をご参照ください。

①「道路関係情報のデジタル化要望」提出票(Excelファイル)

貴協会から会員事業者へ配布する際には、提出票の上部にある貴協会宛ての返信先を入力してご活用ください。

② ①の要望区間に該当する道路情報便覧付図等の地図(PDFファイル等)**【前年度に要望した区間が収録に至らなかった案件について】**

前年度要望した事業者において、前年度の要望区間の収録可否が「今回収録に至らず」であった区間は、今年度、自動的に再要望しますので、当該区間の提出ファイル①②は不要です。

3. 提出方法

会員事業者からの要望について、各都道府県トラック協会にて取りまとめの上、令和3年4月30日(金)までに、電子ファイルにて道路企画室宛てに提出して下さい。

(1) 提出期日

令和3年4月30日(金)

(2) 提出先

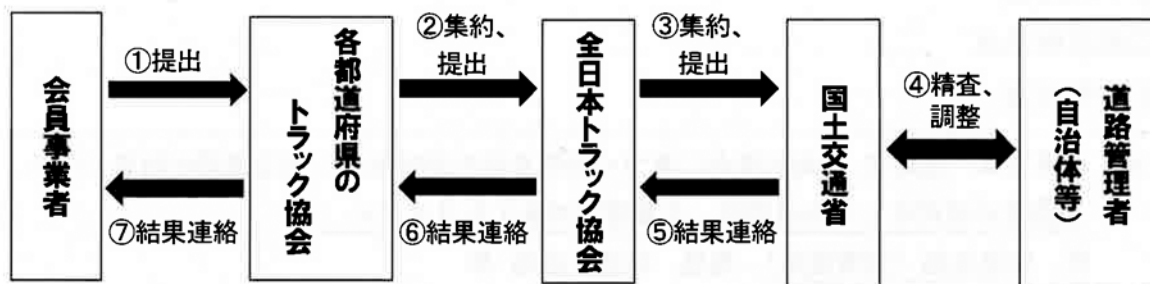
(公社)全日本トラック協会 企画部 道路企画室 宛て

※メール送信または CD-ROM 等により、電子ファイルにて提出する。

①送信先メールアドレス：dourokikaku@jta.or.jp

②CD-ROM 等電子媒体の送付先住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5

4. 要望の流れ



①3～4月 会員事業者から所属の各都道府県トラック協会への提出

②4月 末 各都道府県トラック協会にて集約後、全日本トラック協会への提出

③6月上旬 全日本トラック協会にて集約後、国土交通省への提出

④適 宜 国土交通省と道路管理者（自治体等）において内容精査、収録調整 等

⑤1～2月 国土交通省から全日本トラック協会への結果連絡

⑥ 〃 全日本トラック協会から各都道府県トラック協会への結果連絡

⑦ 〃 各都道府県トラック協会から会員事業者への結果連絡

5. 過去の要望状況

(単位：区間)

年度	要望区間数		道路法適用外の道路 (収録対象外の道路)	道路法の適用道路 (収録対象の道路)		
				収録 (予定)	収録に至らず	
R2年度	2,851	→	678	2,173	1,926	247

※R2年度より要望を実施

◇本件の問い合わせ先

企画部 道路企画室 TEL:03-3354-1068 E-mail:dourokikaku@jta.or.jp

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和3年度広報強化週間について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、農林水産省消費・安全局長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

全ト協発第604号(環)

令和3年3月25日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和3年度広報強化週間について

さて、農林水産省消費・安全局長から、別紙のとおり、植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和3年度広報強化週間について、一層の周知を図るよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、別紙について改めて植物防疫法に基づく植物等の移動規制について、改めて傘下の会員事業者に対する周知徹底を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参 考】

植物防疫所 植物等の移動規制に関する広報リーフレット

<https://www.maff.go.jp/pps/introduction/domestic/didoukisei/>

seido/attach/pdf/index-3.pdf

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

(別 紙)

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和3年度広報強化週間について

農林水産省消費・安全局長

農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌等の病害虫のまん延を防止するため、沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島から、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制しています。

この移動規制の実効性を確保するため、日頃から植物防疫(事務所)による広報活動を行っているところですが、令和3年度においても以下のとおり広報強化週間を設け、一層の周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員に対し、植物防疫法に基づく植物等の移動規制について改めて周知を徹底していただきますよう、お願いいたします。

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する 令和3年度広報強化週間について

1 趣 旨

沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島（以下「移動規制対象地域」という。）においては、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌等の病害虫が発生している。

当該病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の2及び第16条の3に基づき、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制している。

当該移動規制の実効性を確保するため、移動規制対象地域への旅行者が増加する時期に合わせて広報強化週間を設け、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）による旅行者、移動規制対象地域内の住民、移動規制対象植物の生産者等に対する広報活動を実施することにより、移動規制の内容について周知徹底を図るものとする。

2 実施時期

第1回 令和3年4月19日(月)～4月23日(金)

第2回 令和3年7月12日(月)～7月16日(金)

第3回 令和3年12月13日(月)～12月17日(金)

3 主な広報活動の内容^{※1}

- (1) 海空港におけるリーフレット等の配布
- (2) 海空港におけるポスターの掲示、広報板の設置
- (3) 船機内、待合室等の乗客に対するアナウンス
- (4) 地方自治体、関係団体等へのポスター及びリーフレット等の配布
- (5) 地方自治体、関係団体等が発行する広報誌への掲載依頼
- (6) テレビ、新聞等マスメディアへの協力依頼
- (7) 移動規制対象地域における移動規制対象植物等の生産者へのリーフレット等の配布
- (8) 移動規制対象地域内の観光地（農産物販売所等）におけるリーフレット等の配布

※1 コロナウイルス感染症の状況に応じて、活動内容を変更することとする。

4 実施主体

横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所及び那覇植物

5 重点実施場所及び担当所

- (1) 移動規制対象地域からの直行便又は経由便が到着する海空港

都道府県	実施場所	担当所	
北海道	新千歳空港	横浜植物防疫所	札幌支所新千歳空港出張所
宮城県	仙台空港		塩釜支所
茨城県	茨城空港		東京支所鹿島出張所
千葉県	成田国際空港		成田支所
東京都	東京港竹芝埠頭		東京支所
〃	東京国際空港		羽田空港支所
新潟県	新潟空港		新潟支所
石川県	小松飛行場	名古屋植物防疫所	伏木富山支所小松空港出張所
静岡県	静岡空港		清水支所静岡空港出張所
愛知県	中部国際空港		中部空港出張所
大阪府	大阪国際空港	神戸植物防疫所	大阪支所
〃	阪神港大阪区		〃
〃	関西国際空港		関西空港出張所
兵庫県	阪神港神戸区		
〃	神戸空港		
岡山県	岡山空港		広島支所水島出張所
広島県	広島空港		広島支所
山口県	岩国飛行場		〃
香川県	高松空港		坂出支所
愛媛県	松山空港		坂出支所松山出張所

都道府県	実施場所	担当所	
福岡県	博多港	門司植物防疫所	福岡支所
〃	福岡空港		福岡支所福岡空港出張所
〃	北九州空港		
長崎県	長崎空港		福岡支所長崎出張所
熊本県	熊本空港		鹿児島支所八代出張所
宮崎県	宮崎空港		鹿児島支所細島出張所
鹿児島県	志布志港		鹿児島支所志布志出張所
〃	鹿児島港		鹿児島支所
〃	鹿児島空港		〃

(2) 移動規制対象地域以外の地域への直行便又は経由便が発着する移動規制対象地域の海空港

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原父島二見港	国土交通省	小笠原総合事務所（植物防疫官駐在）
鹿児島県	トカラ列島内の海 港	門司植物防疫所	鹿児島支所
	奄美群島内の海 港		名瀬支所
	奄美空港		〃
	喜界空港		〃
	徳之島空港		〃
	沖永良部空港		〃
	与論空港		〃
沖縄県	那覇港	那覇植物防疫事務 所	那覇空港出張所
	平敷屋港 ^{*2}		
	本部港		
	那覇空港		
	嘉手納飛行場		
	久米島空港		
	宮古空港		平良出張所
	下地島空港		〃
新石垣空港	石垣出張所		

※2 平敷屋港については、第2回以降に実施予定。

(3) 移動規制対象地域内の郵便局並びに宅配便、貨物及び青果物取扱店等

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原諸島	国土交通省	小笠原総合事務所（植物防疫官駐在）
鹿児島県	トカラ列島	門司植物防疫所	鹿児島支所
	奄美群島	〃	名瀬支所
沖縄県	沖縄県全域	那覇植物防疫事務所及び同事務所各出張所	

主な持ち出せない植物



サツマイモ（紅イモなど）の生塊根



エンサイ（空心菜・ウンチェーパー）の生茎葉



サツマイモ（紅イモなど）の生茎葉



ゲッキツ

まん延を警戒する病害虫



アリモドキゾウムシ
（大きさは約5mm）



イモゾウムシ
（大きさは約4mm）



ミカンキジラミ
（大きさは約3mm）



カンキツグリーンング病
（病気の症状）



サツマイモノメイガ
（大きさは12〜16mm）

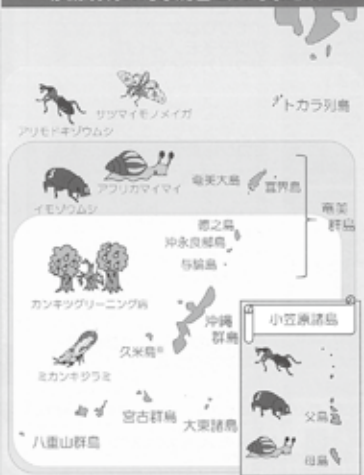


アフリカマイマイ
（成虫：大きさは約12cm）

詳しくは下記へお問い合わせください
（蒸熱処理に関するお問い合わせは★印の植物防疫所へ）

横浜植物防疫所	045-285-7135
名古屋植物防疫所	052-659-1357
神戸植物防疫所	078-389-5320
門司植物防疫所	093-321-2809
名瀬支所★	0997-52-0459
那覇植物防疫事務所★	098-868-1679
那覇空港出張所	098-857-0054
平良出張所	0980-72-2433
石垣出張所	0960-82-2312
小笠原総合事務所	04998-2-2102

移動規制の対象病害虫と対象地域



※久米島：アリモドキゾウムシは平成25年4月に根絶されました。令和元年10月

植物検疫

沖縄県 奄美群島 トカラ列島 小笠原諸島の一部地域から サツマイモ、エンサイ、カンキツ苗木などの植物の 持ち出しが規制 されています。



エンサイ
（空心菜）



アサガオ



オオバグツクツ
（カレーリーフ）



サツマイモ
（生塊根）



カンキツ
（苗木）



オオバハマアサガオ

！ 手荷物だけでなく、宅配便での持ち出しもダメ！です。

植物検疫 / 移動規制 検査 詳しくは中継室をご覧ください

農林水産省 植物防疫所

病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします



移動規制について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄県、徳之島、沖永良部島、与論島にはカンキツ類などに被害を与える病気が発生しています。

これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物など（以下の表）は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

移動規制の対象地域	持ち出せないもの	
	植物の例	病害虫
沖縄県全域※1	サツマイモ（紅イモなど）、エンサイ（空心菜・ウンチェーパー）、アサガオ、グンバイヒルガオ、モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ※6などの生茎葉、地下部	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※2
	カンキツ類※3、ゲッキツ、オオバグツクツ（カレーリーフ）、イチジク※6、サルカゲミカン、ワنبなどの生植物※4	カンキツグリーンング病菌 ミカンキジラミ
奄美群島 トカラ列島※5 小笠原諸島※5	サツマイモ（紅イモなど）、エンサイ（空心菜・ウンチェーパー）、アサガオ、グンバイヒルガオ、モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ※6などの生茎葉、地下部	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※2
奄美群島の一部 徳之島 沖永良部島 与論島	カンキツ類※3、ゲッキツ、オオバグツクツ（カレーリーフ）、イチジク※6、サルカゲミカン、ワنبなどの生植物※4	カンキツグリーンング病菌 ミカンキジラミ

※1 久米島では、アリモドキゾウムシが平成25年4月に根絶されました（サツマイモなどは同島への持ち出しが規制されています）。
 ※2 アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。
 ※3 カンキツ類とは、タンカン、ボンカン、シークウサー（ヒラミレモン）、ミカン、レモン、キンカンなどを含みます。
 ※4 生植物とは、苗木、穂木、生茎葉をいい、種子、生果実、乾燥した植物は除きます。
 ※5 トカラ列島では、イモゾウムシ、アフリカマイマイが、小笠原諸島ではサツマイモノメイガが未発生です。
 ※6 ミカンキジラミ、アリモドキゾウムシの寄主植物に、イチジク、オオバハマアサガオが平成28年11月に追加されました。

持ち出しができる場合もあります



カンキツ類の苗木

■カンキツ類の苗木、穂木、生茎葉
検査（1年以上必要）を受け、病害虫の付着が無いことが確認できれば持ち出せます。



オオバグツクツ（カレーリーフ）の生茎葉

■ゲッキツ、オオバグツクツ（カレーリーフ）、イチジクなどの苗木、穂木、生茎葉
検査を受け、ミカンキジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。



蒸熱処理の様子

■サツマイモの生塊根
蒸熱処理（数日必要）を行えば持ち出せます。なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出すことができます。
詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。

●国 税 だ よ り

○確定申告期限・納付期限が延長されました

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限及び納付期限が下記のとおり延長され、これに伴い振替納税日も全国一律で延長されました。

確定申告会場については、レイアウト・

運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策記や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底した環境整備を進めております。また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からもe-Taxや電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

○申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

○振替日

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

○消費税の軽減税率制度について

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されています。

軽減税率の対象品目は、大きく分けて①飲食料品（酒類・外食等を除いたもの）、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の2つです。

なお、消費税の申告が必要な課税事業者の方は、売上や仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があるほか、申告に当た

り仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。

また、消費税の申告の必要がない免税事業者の方も、取引先から区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、対応が必要です。

軽減税率制度の対象品目や区分経理・記帳、申告書の作成方法等に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

陸災防だより

令和3年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- | | |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
(2024年3月30日まで有効) | 6月24日(木)・25日(金)
10月6日(水)・7日(木)
1月26日(水)・27日(木) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 7月16日(金) |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月3日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月22日(金) |

※各々定員を表示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。

(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受講年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番 号 年 月 日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日			
現住所	〒 [][][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [][][][] - [][][][]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名 称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 月 日 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和3年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	5月	6月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技）	6日	26H	99,000	4,565	12日～14日と 17日～19日	
		実技のみ	6日	9H	90,200			
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	18日～19日	3日～4日 21日～22日
		全科（学科・実技）	6日	38H	93,500	1,430	10日～14日と 17日 24日～28日と 31日	7日～11日と 14日 23日～25日と 28日～30日
	解体用 登録第3-21号	車両系（整地等・旧 解体）技能講習所 所持者	1日	5H	16,500	1,570	20日	1日 16日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系（整地等） 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	25日～26日	28日～29日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	11日～12日 24日～25日	8日～9日 22日～23日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	11日～13日 24日～26日	8日～10日 22日～24日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880		
	小型移動式 クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	12日～14日 26日～28日	9日～11日 23日～25日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	19日～21日	2日～4日 16日～18日 30日～7/2日
		免除なし	3日	19H	24,200	1,650		
	フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	10日と14日	7日と11日 21日と25日
		大型・中型・普通運転 免許所持者	4日	31H	29,700	1,650	1班	10日～13日
2班								7日と 14日～16日 21日と 28日～30日
土・日								12日～13日 19日～20日
普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650				
シヨバ ローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に 達した時点で実施を検討し ます。		
	大型・中型・普通運転 免許所持者	5日	31H	31,900	1,870			
特別 教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	17日～18日 31日～6月1日	28日～29日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	12,100	1,370	6日～7日		
	ローラー(制限なし)	2日	10H	12,100	1,360		30日～7/1日	
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	12,100	1,650	6日～7日	2日～3日	
職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	12,100	1,540	6日～7日 31日～6月1日	14日～15日	
熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,400	1,430			

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

のプエで
思ロンでき
いドジる
やラン時
りイ停に
バ止は



環境

騒音

排ガス



トラックステーションご利用の際は
アイドリングストップにご協力ください

コメンタリー運転導入で 「だろろ運転」「漫然運転」「うっかり事故」防止！

コメンタリー運転とは、ドライバーが刻々と変わる道路状況や交通状況で「見たもの」「感じたこと」「思ったこと」をあたかも実況放送しているかのようにコメントしながら

プロのトラックドライバーに最も多い事故原因は

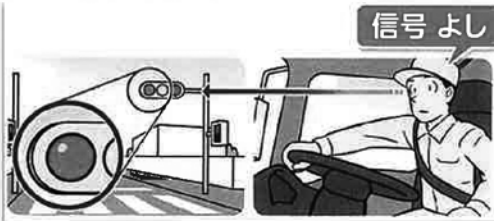
相手は出てこないだろう
などの「だろろ運転」

単調な運転が続く場所
での「漫然運転」

相手の存在に気付かなか
った「認知エラー」



事故防止のポイント



青信号で交差点を通過する場合に、ただ漠然と通過するのではなく、「青信号」と声に出すことで、目で認知した「青信号」という情報をより確かなものにすることができ、信号の見落としといった単純ミスを防ぐことができる

右折時には「歩行者注意」「対向車注意」と声をだすことによって、歩行者・対向車に注意が向き、対処することができる



構内の建物、フェンス、駐車中の車両など、前後・左右・上部など声を出すことにより、目で確認し行動が伴って習慣化に繋がる

コメンタリー運転をすることで期待される効果

- ・ 声を出しながら運転することによって、漫然運転を防ぐことができ、積極的に危険を探すようになり、危険予測能力を高めることが期待される。
- ・ 確認や判断、次に行う操作を声に出すことで、必要な情報を適切なタイミングで収集することができる。
- ・ 事故を起こしにくい判断を選択し、実践することが可能となる。

九州トラック交通共済協同組合

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大 **70%** の優良割引

デジタコ搭載車は **2%** 割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で **一括契約割5%**
契約台数に応じた **多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠償共済 ～大分県下7社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習
- ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆可搬型適性診断機の貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金を得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大20万円(自己負担金2万円)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 大分支所

大分市向原西1丁目1番27号(大分県トラック会館4階)

TEL: 097-503-1380 (担当 工藤)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

令和4年3月卒業予定の高校生求人ルールについて

高校生への求人を行う場合は、下記の事項にご留意ください。

求人票の提出

- 令和3年6月1日から職業安定所（ハローワーク）への提出可能
- 企業紹介のための学校訪問はいつでも可能
※学校への事前のアポイントが必要

求人活動について

- 求人活動のための学校訪問は、原則令和3年7月1日以降
※学校から了解を得ている場合、ハローワークに求人申込みを行った日から可能

就業開始期日について

- 卒業後（令和4年4月1日以降）

選考の通知

- 選考後は速やかに採否を生徒に通知

インターンシップについて

- 過度な負担が生じないように、生徒や学校の個々の事情に配慮
- 職場への理解を深めるためのものであり、採用選考の場とならないように留意

大分県下ハローワーク一覧

ハローワーク大分（097-538-8609）

ハローワーク別府（0977-23-8609）

ハローワーク中津（0979-24-8609）

ハローワーク宇佐（0978-32-8609）

ハローワーク日田（0973-22-8609）

ハローワーク佐伯（0972-24-8609）

ハローワーク豊後大野（0974-22-8609）

新たな雇用・訓練パッケージについて (概要)

厚生労働省

新たな雇用・訓練パッケージ① (雇用の下支え・創出)

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

- 4月末まで現行の特例措置を継続(緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続)
日額上限:(1日1人あたり)15,000円 助成率:(中小企業)最大10/10、(大企業)最大3/4

● 5月～6月の特例措置

- 原則的な措置を段階的に縮減
日額上限:(1日1人あたり)13,500円 助成率:最大9/10(中小企業)
- 感染拡大地域特例(※)・業況特例(全国・特に厳しい企業)
日額上限:(1日1人あたり)15,000円 助成率:最大10/10(中小企業・大企業)

(※)まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象
→7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→4月末まで
【緊急事態宣言地域(※)]営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→解除月の翌月末まで
(※)まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域が対象

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率(最大10/10)を判断

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者(※)が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

(※)労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

- 原則本年1/8以降(例外的に都道府県ごとに時短要請(昨年11/7以降)が発令された時以降)の休業:休業前賃金の8割
- 昨年4月から6月末(緊急事態宣言解除月の翌月)までの休業:休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ② (仕事と訓練受講の両立)

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入(9月末までの時限措置)

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- *1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入(8万円以下である場合に限り)の合計が12万円以下である場合に支給
- *2 収入には、特定の用途・目的のために支給される手当・給付(児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等)は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席(訓練実施日の2割まで認められる)

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和	標準3月⇒1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上⇒月60時間以上に緩和	標準月100時間⇒月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口(仮称)の設置

ハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」(仮称)を設置し、新型コロナウイルスの影響で難職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増(約5万人)、公共職業訓練は50%増(約15万人)を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
1	(有)豊成相互運輸 大分市大字曲1481-1	大分市大字片島1436番地の2	住所の変更
4	豊後通運(株)大分営業所 大分市大字古国府1220	大分市古国府6丁目4番1号	住居表示の変更
5	九州産交運輸(株)大分事業所 大分市豊海5-2-8	大分市豊海4丁目1994-123	住所の変更
31	マルナカ物流(株) 中津市大字今津字古屋1083番地	中津市大字福島新開450番9	住所の変更
44	ポータルインサービス(有) TEL 0972-33-1468 FAX 0972-33-1470	TEL 0972-28-5599 FAX 0972-28-5999	TEL 番号の変更 FAX 番号の変更

燃 料 情 報

令和3年2月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格 (円)

	価格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	118.0	85.8	101.0
ローリー平均	104.0	87.2	93.7
カード平均	123.0	92.1	102.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	11	34.4
出 光	4	12.5
昭 和 シ ェ ル	4	12.5
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	21.9
そ の 他	6	18.8
合 計	32	100.0

区分	月	20年										21年	
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
スタンド 平 均	大 分	100.6	89.9	84.9	86.6	94.6	94.6	96.6	94.8	94.2	98.3	100.0	101.0
	全 国	95.4	84.1	79.0	84.5	88.2	91.1	91.3	90.2	89.2	92.3	94.9	99.1
ローリー 平 均	大 分	87.6	72.4	72.2	76.7	79.4	82.7	83.5	81.4	81.5	84.7	88.2	93.7
	全 国	84.5	70.9	66.6	73.7	77.3	81.0	81.0	79.7	78.7	82.7	86.0	89.8
カード 平 均	大 分	88.0	87.7	82.5	87.0	88.5	94.7	94.5	94.1	91.4	97.5	98.1	102.5
	全 国	93.	81.8	76.5	83.6	87.5	90.2	90.6	89.2	87.9	92.5	94.8	98.9

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ (消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和3年2月)

令和3年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和3年2月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	103.14	91.04	100.01

令和3年2月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	104.18	90.05	102.26
出光昭和シェル	102.02	90.96	100.87
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	104.50	89.30	96.73
その他		93.17	98.80

令和3年2月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.32	90.95	100.50
30～50キロリットル未満		91.41	94.65
50～100キロリットル未満		92.70	
100キロリットル以上	94.07	90.32	

令和3年2月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	101.08	92.10	101.79
30～60日未満	105.54	90.29	98.83
60日以上	99.60	92.03	108.20

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和2年10月	95.51	80.55	90.23
令和2年11月	92.24	80.48	88.88
令和2年12月	94.91	84.27	94.49
令和3年1月	97.43	87.16	95.95
令和3年2月	103.14	91.04	100.01

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（4月16日～5月15日）

日	曜	行	事
16	金	総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）	
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月	令和3年度 第1回適正化事業指導員全国研修「初級研修」（13:00 全日本トラック総合会館）27日迄	
27	火	陸災防 正副支部長会（10:00 大分県トラック会館）、陸災防 定例理事会（13:00 大分県トラック会館）	
28	水	令和3年度 貨物自動車適正化事業実施機関譲歩処理システムにかかるシステム研修（10:00 全日本トラック総合会館）	
29	木	昭和の日	
30	金		
5/1	土		
2	日		
3	月	憲法記念日	
4	火	みどりの日	
5	水	こどもの日	
6	木		
7	金	正副会長会（10:00 大分県トラック会館）、定時理事会（13:00 大分県トラック会館）	
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価 (円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	180	
2	運転日報 (応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1冊	160	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	160	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,330	
11	点検整備記録簿	1冊	310	
12	車輛管理台帳	1冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1冊	820	
16	運行管理者届	1枚	60	
17	整備管理者届	1枚	60	
18	運行管理規程	1冊	210	
19	整備管理規程	1冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	620	
24	ゼロ旗	1枚	1,530	
25	運送約款 (掲示用)	1枚	110	
26	運送約款 (冊子)	1冊	165	
27	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	490	
28	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	410	

ご住所 (〒)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

4月10日(土)は 「交通事故死ゼロを目指す日」です

子供と高齢者を始めとする 歩行者の安全の確保



歩行者も交通ルールを守りましょう!
通学中の児童が死傷する事故が発生するなど、道路において子供が危険にさらされています。通園・通学路等の安全を再確認しましょう。また、交通事故死者数の

左右を確認!



の半数以上を高齢者が占めています。高齢者は身体機能の変化を理解し、横断歩道では走行車両がないことなど安全を確認してから渡るようにしましょう。

交通ルールを守ろう。 みんなで交通事故を ゼロにしよう。

自転車の安全利用の推進



歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上



自転車は車の仲間です!

〔自転車安全利用五則〕

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

安全運転
安全確認



横断歩道は歩行者優先です!

自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故の多くは歩行者が横断中の事故です。横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。



令和3年 4月6日 火 ~ 4月15日 木



春の全国交通安全運動

守ろう! 交通ルール。

笑顔と思いやりも一緒に。

子供と高齢者を
始めとする
歩行者の
安全の確保

自転車の
安全利用の
推進

歩行者等の保護を
始めとする
安全運転
意識の向上

令和3年 4月6日(火) ~ 4月15日(木)

春の全国交通安全運動

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャビヨン」

内閣府・大分県交通安全推進協議会